

岩手県監査委員告示第16号

行政監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第21号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 菊池 武利
岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査テーマ

「公の施設等の管理業務について」

2 監査委員告示

平成21年4月7日付け岩手県監査委員告示第21号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

- (1) 県土整備部所管分 平成22年2月10日
- (2) 農林水産部所管分 平成22年2月23日

4 措置結果の内容

(1) 県土整備部所管分

施設名	監査意見	措置を講じた事項
けんみん住宅プラザ	「けんみん住宅プラザ」は、行政機関として岩手県知事部局行政組織規則に定められてはいるが、相談件数が1日当たり2件程度と少なく、また1人当たりコストが割高であることから、相談窓口を常設的に設置する必要性は乏しい。	監査意見に基づき、行政機関として位置づけられている「けんみん住宅プラザ」は、平成22年3月31日をもって廃止する。 現在、「けんみん住宅プラザ」が行っている相談対応及び住情報の提供の業務は、その実施内容を精査して大幅に縮小することとする。
	相談件数のうち約半数は低廉な住宅の賃貸に関する相談であり、それらは、民間の不動産業者、あるいは、県営住宅については各地方振興局土木部及び県営住宅の指定管理者である建築住宅センターなどで対応すれば足りる。	「けんみん住宅プラザ」廃止後は、以下により業務を継続することとしている。 (1) 盛岡市及び奥州市に設置している常設の相談窓口を、県内1か所の定時設置（月2回程度）とし、コスト効率の向上を図る。 (2) 相談業務については、民間や他の公的機関等の取組が進んできていることを踏まえ、他機関では対応の難しい苦情や契約上の問題等の相談を中心とする。
	業務内容、相談件数、コスト等からみて廃止を検討する必要がある。	(3) 住情報の提供については、他機関との役割分担を明確にした上で、業務を大幅に縮小する。

(2) 農林水産部所管分

施設名	監査意見	措置を講じた事項
岩手県民の森	県民の森の指定管理の方法と現状の管理の実態を踏まえて、臨時職員を県が直接雇用するなど管理方法の変更等により	平成15年度の地方自治法改正により、公の施設の管理に指定管理者制度を導入することができるとされ、県民の森の管理については、経費節減及びサービスの

	経費の節減を検討する必要がある。	向上などのメリットが期待されることから、平成18年度から同制度に移行したところである。 指定管理者にあつては、施設運営の根本である管理計画を策定し、同計画に基づき日常の施設管理業務の内容に応じて臨時職員等が従事しているところであり、これにより経費節減や利用者数の増加という成果が上がってきているが、継続して検討していきたい。
	県民の森の運営に大きな役割を果たしているのは、ボランティアである県民の森サポーターのメンバーであり、運営の主体として積極的に位置付けるよう検討する必要がある。	ボランティアを県民の森運営の一員として位置付けるため、平成21年4月に指定管理者において「県民の森サポーターズ登録規定」を策定し、ボランティアの役割及びその登録や受入に係る手続等を明確化した。
	木材工芸センターの機械の配置、観光客の導線や体験場が十分工夫されていないので、センターの展示方法を見直す必要がある。	利用者の意見を踏まえ、平成21年6月に機械類や作業台の配置の見直し、木工製品等展示物の更新、工具・材料の整理整頓及び出入口への案内表示等を行い、利用者の導線と体験場を確保するなど、センターの展示方法を改善したところであり、今後も施設の利便性向上に配慮しながら適切に運営することとする。
岩手県滝沢森林公園	ネイチャーセンターは、現在常時開館しているが、イベント開催時や週末等利用状況に応じて開館日を検討する必要がある。	ネイチャーセンターは、野鳥観察や展示室等としての機能のほかに管理棟としての機能も担っており、指定管理者が常駐し、森林公園運営の企画、樹木や施設の管理、利用者の案内及び安全管理等を行っている。
	特に利用者の少ない冬季は、費用対効果の見地からネイチャーセンターを閉鎖するなど管理方法の変更等により経費の節減を検討する必要がある。	冬季間は、野鳥及び野生動物の観察に最も適している時季の一つであることから、常時、センターを開館している意義は大きいと考えているが、利用状況について調査分析を行い、管理方法の検討を進めていきたい。
岩手県千貫石森林公園	森林公園及びもりの学び舎について、月別、季節別、曜日別などによる利用状況を調査分析し、管理方法の変更等を検討する必要がある。	平成21年度から平成23年度までの指定管理期間において、老朽化した施設の修繕、イベントの充実及び利用者ニーズに対応した運営等により、利用者数が一層増加するよう森林公園運営の質的な向上を図っていくこととしているが、この間に利用者の動向やコストに関する調査分析を行い、効率的な運営が行われるよう管理方法の検討を進めることとしている。
	もりの学び舎の利用状況を考えれば、週末、イベント開催時等だけの開館を検討するなど、管理方法の変更等により、経費の削減を検討することが必要である。	
	施設管理業務については、別途パトロール員による定期巡回を行うなど管理方法の変更を検討する必要がある。	管理人は、施設の運営管理のほか、日常の利用者対応や山火事防止等安全面の確保のため、公園内の定期巡回も一体的に行っており、このことにより効率的な業務執行が図られていると考えている。

岩手県大窪山森林公園	<p>森林公園及びもりの学び舎について、月別、季節別、曜日別などによる利用状況を調査分析し、管理方法の変更等を検討する必要がある。</p>	<p>平成21年度から平成23年度までの指定管理期間において、老朽化した施設の修繕、イベントの充実及び利用者ニーズに対応した運営等により、利用者数が一層増加するよう森林公園運営の質的な向上を図っていくこととしているが、この間に利用者の動向やコストに関する調査分析を行い、効率的な運営が行われるよう管理方法の検討を進めることとしている。</p>
	<p>もりの学び舎の利用状況を考えれば、週末、イベント開催時等だけの開館を検討するなど、管理方法の変更等により、経費の削減を検討することが必要である。</p>	
	<p>施設管理業務については、別途パトロール員による定期巡回を行うなど管理方法の変更を検討する必要がある。</p>	<p>管理人は、施設の運営管理のほか、日常の利用者対応や山火事防止等安全面の確保のため、公園内の定期巡回も一体的に行っており、このことにより効率的な業務執行が図られていると考えている。</p>
岩手県折爪岳森林公園	<p>森林公園及びもりの学び舎について、月別、季節別、曜日別などによる利用状況を調査分析し、管理方法の変更等を検討する必要がある。</p>	<p>平成21年度から平成23年度までの指定管理期間において、老朽化した施設の修繕、イベントの充実及び利用者ニーズに対応した運営等により、利用者数が一層増加するよう森林公園運営の質的な向上を図っていくこととしているが、この間に利用者の動向やコストに関する調査分析を行い、効率的な運営が行われるよう管理方法の検討を進めることとしている。</p>
	<p>もりの学び舎の利用状況を考えれば、週末、イベント開催時等だけの開館を検討するなど、管理方法の変更等により、経費の削減を検討することが必要である。</p>	
	<p>施設管理業務については、別途パトロール員による定期巡回を行うなど管理方法の変更を検討する必要がある。</p>	<p>管理人は、施設の運営管理のほか、日常の利用者対応や山火事防止等安全面の確保のため、公園内の定期巡回も一体的に行っており、このことにより効率的な業務執行が図られていると考えている。</p>
岩手県立緑化センター	<p>相談業務については、相談件数が低迷している現状から、相談件数が少ない時期には、週末やイベント開催時のみの対応とするなど、管理方法の変更を検討する必要がある。</p>	<p>施設管理の見直しについては、第2期指定管理者導入(平成21年度～平成23年度)に当たって、相談件数及び利用者の少ない冬期間の休所日を従前の2か月(12月29日から2月末日まで)から3か月(12月15日から3月14日まで)に延長し、管理費の削減につながるよう改善を図った。また、管理体制については、常駐職員を当初予定の3名体制から2名体制に見直し、改善を図ったところである。</p>
	<p>施設管理業務については、別途パトロール員による定期巡回を行うなど管理方法の変更を検討する必要がある。</p>	<p>管理人は、緑化相談や講習会講師等への対応のほか、巡回パトロール等施設管理業務も一体的に行っており、このことにより効率的な業務執行が図られていると考えている。</p>
	<p>展示館については、費用対効果の見地から利用状況に応じて、繁忙期のみ開館</p>	<p>開館日の見直しについては、第2期指定管理者導入の際、利用者の少ない冬期間の休所日を従前の2か月</p>

	<p>する必要がある。</p>	<p>(12月29日から2月末日まで) から3か月 (12月15日から3月14日まで) に延長し、管理費の削減につながるよう改善を図ったところである。</p>
	<p>県立緑化センターは、試験研究機関や公の施設が混合型に合体した林業技術センターの一部を構成する林木育種場と隣接している。両施設の一体管理を行うことにより経費の節減を行うことができないか検討する必要がある。</p>	<p>林木育種場は、林業技術センターの試験研究機能を担う施設として、優良な山林用苗木の種子、さし木苗木等の生産・配布を行っている。</p> <p>一方、緑化センターは、公の施設として緑化の普及啓発を行う目的で設置された施設であり、平成18年度からは民間活力によるサービス向上を図るため、指定管理者制度を導入している。緑化センターは、指定管理者の創意工夫により利用者が増加するなど、指定管理者制度の効果が表われている。</p> <p>このように、それぞれの施設は設置目的が異なり、林木育種場に指定管理者制度の導入は困難と考えられ、従って、現状では一体的な管理は難しいと考える。</p>
<p>岩手県立水産科学館</p>	<p>1人当たりのコストが割高であること及び経費のほとんどを人件費及び維持管理料が占めていることから、従来の管理方法を再検討し、民間的発想を取り入れるなどコストの削減に努める必要がある。</p> <p>現在もイベントの実施等に努めているところであるが、入館者を増加させるため、ボランティアや地域団体の活用による企画展の充実など、施設管理中心の運営からソフト重視型の運営への移行に努める必要がある。</p>	<p>県では、第2期指定管理期間(平成21年度から平成23年度まで)の導入にあたり、民間業者への委託単価で見直し、第1期(平成18年度から平成20年度まで)に比較し指定管理料を約860万円削減したところである。</p> <p>また、指定管理者においては、閑散期における館内清掃業務や植栽管理業務の回数減により施設の維持管理に要する経費を節減し、企画展等に要する経費の重点化を図ることとしている。</p> <p>漁業者を始めとする地域の方々の自発的な協力のもと、伝統的な漁具や珍しい魚介類の提供を受け、「収集資料展」の開催や夏期休暇の誘客につなげているところである。今後においては、夜間の館内見学企画や、地域団体と連携した入館者への特産品の情報発信等を検討し、ソフト重視型の運営への転換を図ることとしている。</p>